

トラック、バス、タクシー事業者向け 国土交通大臣が定める IT 点呼機器
東海電子製 IT 点呼システム『Tenko-PR02』2020年1月時点の導入実績のお知らせ
～ 2019年度は過去最高 345 拠点、累計 562 社 2052 拠点に！～

飲酒運転ゼロ及び交通事故ゼロ社会に向けて安全システム機器を開発する東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）は、この度、国土交通省が定める機器（IT点呼機器）に該当するIT点呼システム『Tenko-PR02』につきまして、2020年1月末時点の導入実績をお知らせ致します。

記

1) IT 点呼とは

貨物 IT 点呼とは、貨物自動車運送事業法 輸送安全規則が定めている点呼のうち、Gマーク営業所、もしくはそれに準ずる営業所において、対面点呼の代わりに、国土交通大臣が定めた機器（IT点呼機器）を使用して、異なる営業所間や営業所と車庫間において、対面と同等の効果を有する点呼の仕組みのことです。

旅客 IT 点呼とは、自動車運送事業法 安全規則が定めている点呼のうち、一定の条件を満たした営業所と、その営業所が管轄する車庫間において、対面点呼に代わりに、国土交通大臣が定めた機器を使用して行う、対面と同等の効果を有する点呼のことです。（別紙1 参照）



【東海電子の IT 点呼のイメージ】

2) 国土交通大臣が定めた機器とは

国土交通省は輸送安全規則および運輸規則において、IT 点呼機器を以下のように定義しています。

『営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう』（別紙1 参照）

つまり、IT 点呼とは、実質、カメラを使用する記録型のアルコール検知器を使用することを前提とした点呼規則なのです。

国土交通大臣が定めた機器に該当する当社製品は以下となります。

□IT 点呼 製品情報（カタログ及び紹介ビデオ）

https://www.tokai-denshi.co.jp/products/tenko_pro.html

□IT 点呼 製品価格

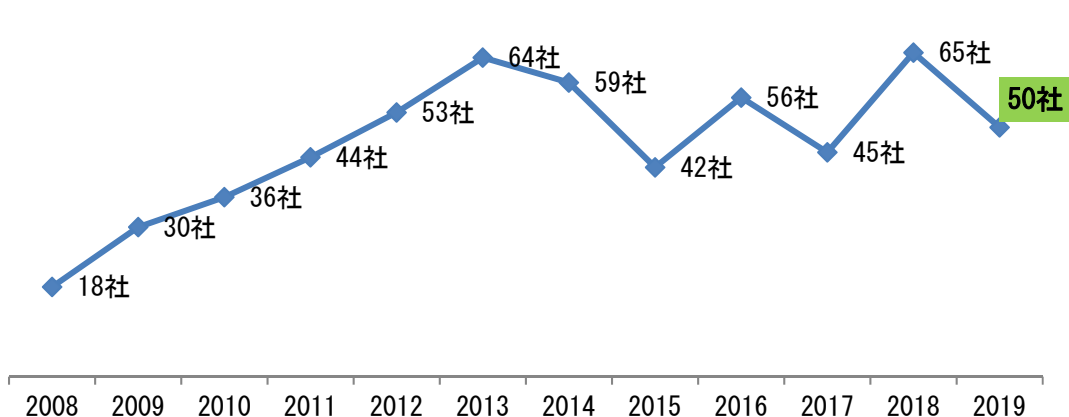
https://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/downloads/file/872_20200220105100_download_file.pdf

3) IT 点呼の実績

当社は 2008 年の 2 月から IT 点呼システム『Tenko-PRO』を販売しています（2018 年からは『Tenko-Pro2』）。

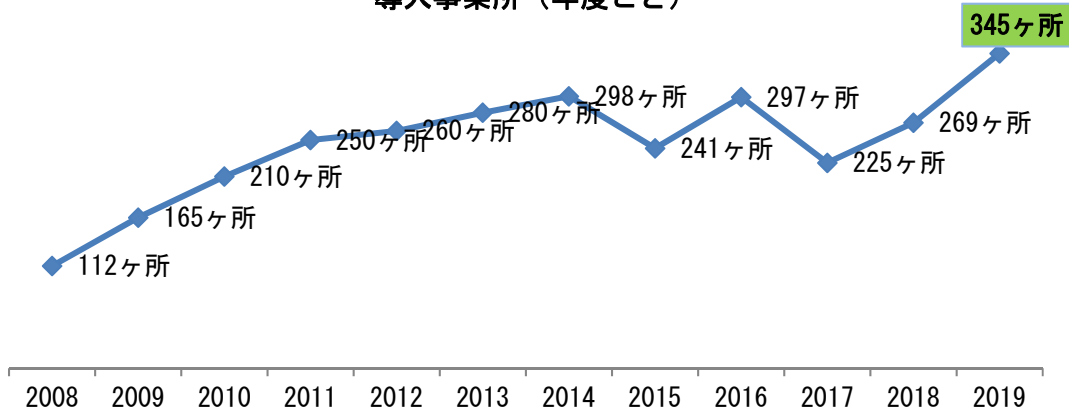
この度、2020 年 1 月末時点の導入実績をとりまとめましたのでお知らせ致します。

導入法人数（年度ごと）



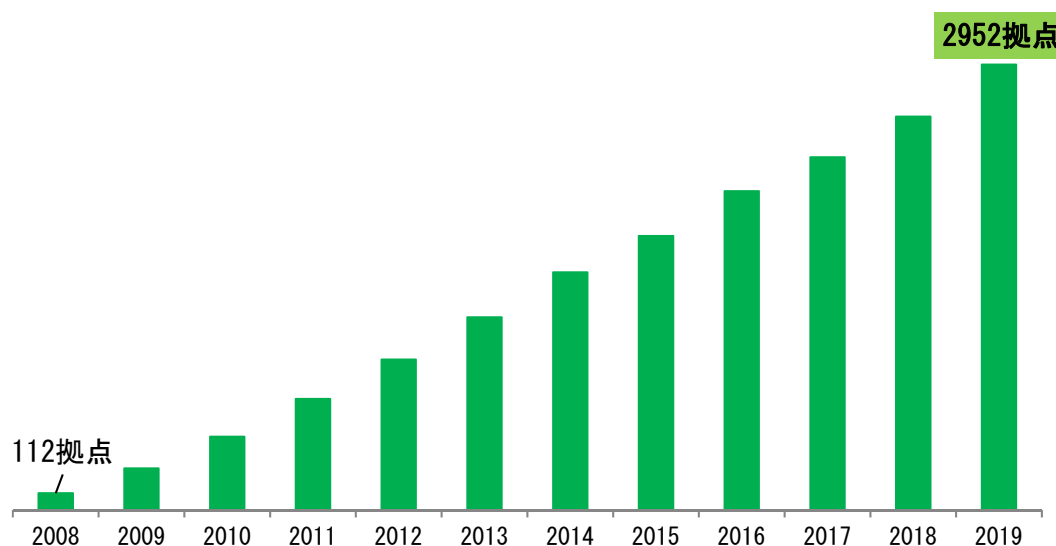
導入事業者数は、ここ数年、年度でばらつきがありますが、ここ 5 年は 50 社ほどで推移しています。

導入事業所（年度ごと）



2019 年度は過去最高 345 拠点。新規導入企業もありますが、拠点増のひとつの要因は増設です。点呼の効果を感じた企業ほど、積極的な増設投資を行う傾向が見られます。

【2008年～2020年1月迄荷数（累計の推移）】



12年で2952箇所の導入実績となりました（導入後、営業所を閉鎖した営業所、契約を解除なされた営業所も含まれています）。

I T点呼の関連情報は、別紙3も併せてご確認ください。

引き続き、製品ご愛顧のほどよろしく申し上げます。

以上

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203

TEL : 042-526-0905 /FAX : 042-526-0906

e-mail : info@tokai-denshi.co.jp

URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

管理を行うことに支障をきたすおそれがあり、適正な車庫の確保が運行管理上必須であることに鑑み、本規則において規定したものである。

- (2) 「自動車車庫」の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示とする。

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

- (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

- (2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。

- (3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

① 開設されてから3年を経過していること。

② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は

巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間（営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。）においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び

参考資料

点呼関連規則、この10年（点呼関連）

- ✓2007年、IT点呼制度の開始
- ✓2011年、アルコール検知器義務化、行政処分厳格化
- ✓2011年、車庫IT点呼解禁
- ✓2013年、点呼実態なし→即事業停止30日間
- ✓2013年、改ざん、不実記載の行政処分 厳格化
- ✓2015年、点呼の外注（受託・委託）解禁
- ✓2016年、非Gマーク営業所のIT点呼実施
- ✓2016年、旅客IT点呼・遠隔地IT点呼解禁
- ✓2017年、貨客兼務点呼OK
- ✓2018年、デジタル点呼簿 解禁

解釈および運用の通達（点呼とアルコール）

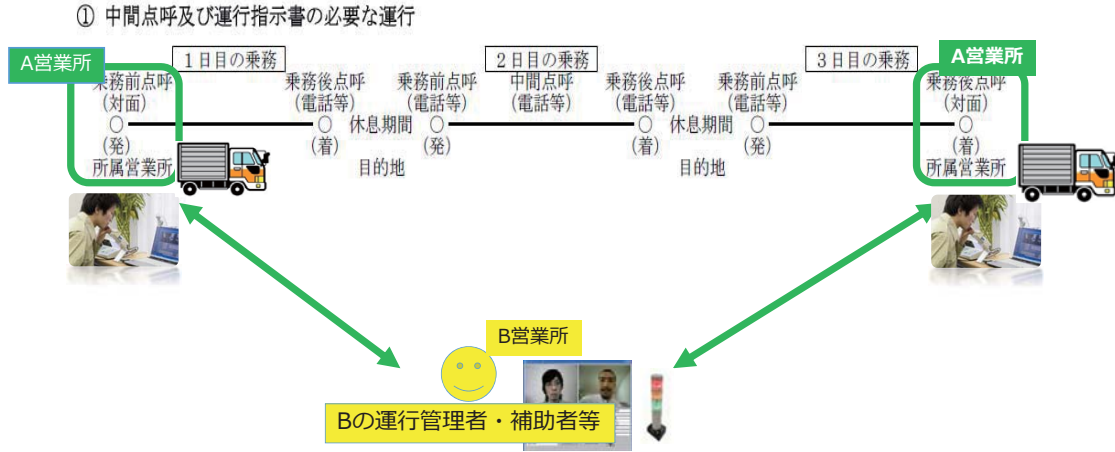
no	7条項番	解釈および運用の通達 第7条点呼等	概要
1	第1項、第2項及び第3項	(1) 「運行上やむを得ない場合」とは	「車庫」は遠隔地ではない。
		(2) 「その他の方法」とは	メールやファックス連絡は「対話ではない」
		(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは	営業所と車庫のIT点呼OKの非FGマーク事業所
		(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは	管理場所、「機能要件定義」
		(5) 「IT点呼」とは	① IT点呼の実施方法 ② 運行管理及び整備管理関係 ③ 運輸支局長等への報告関係
		(6) 「遠隔地IT点呼」とは	① 遠隔地IT点呼の実施方法 ② 運行管理及び整備管理関係 ③ 運輸支局長等への報告関係
		(7) 「他営業所点呼」とは	① 運行管理及び整備管理関係
		(8) 「グループ企業内点呼」とは	① 運行管理及び整備管理関係 ② 運輸支局長等への報告関係
		(9) 「酒気帯びの有無」とは	0.15mg/l等道交法基準はNG
		(10) 「点呼を行うべき総回数の3分の1以上」	補助者による点呼
2	第4項関係	(1) アルコール検知器は、	いわゆるインターロック型でも良い
		(2) アルコール検知器は、	性能要件は問わない。
		(3) 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」	設備・備品管理の考え
		(4) 「常時有効に保持」とは	① 毎日確認すべき事項 ② 少なくとも一週間に1回
		(5) 「目視等で確認」とは、	
		(6) 「アルコール検知器を用いて」とは	
		(7) (6)の規定	
		(8) 運転者に他の営業所のアルコール検知器を使用させる場合、	
		(9) 「より一層確実に実施する観点から」	
		3	第5項関係
(2) 記録 中間点呼			
(3) 記録 乗務後点呼			

点呼規則（貨物例：輸送安全規則第7条と解釈より）

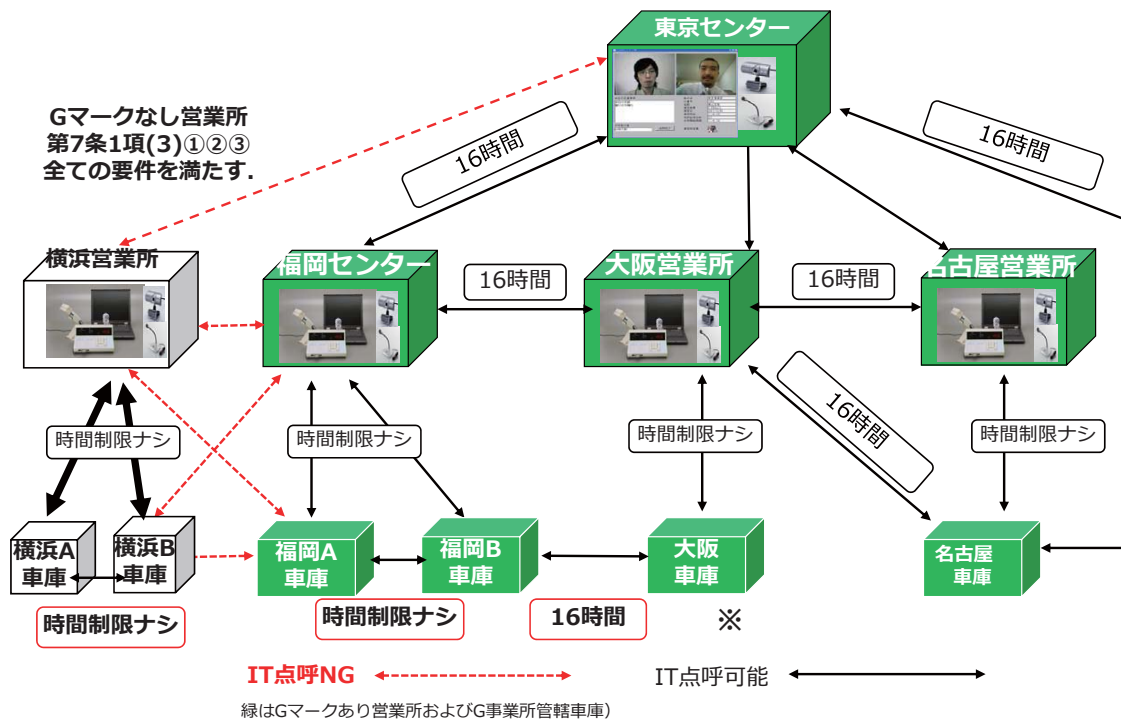
輸送安全規則 7条（点呼）	1項（乗務前）		2項（乗務後）		3項（前後が電話点呼になってしまう場合）	4項 H23.5.01	5項
	対面点呼		対面点呼		電話点呼	アルコール検知器の装備、 常時有効性保持及び活用	点呼の実施記録及び保存（電子保存可）
	電話点呼	(ITを活用した) 「遠隔地IT点呼」	電話点呼	(ITを活用した) 「遠隔地IT点呼」			
	IT点呼（車庫からも可能）		IT点呼（車庫からも可能）				
	共同点呼	点呼委託	共同点呼	点呼委託			
点呼受託		点呼受託					
アルコール検知器の使用	義務		義務		義務		

貨物点呼は幅広い選択が可能に

IT点呼のルール



IT点呼のルール



車庫IT点呼、Gマーク事業者以外にも解放

IT点呼実施可能営業所の適用の拡大について

IT点呼制度改正の趣旨

- 点呼は、営業所において対面で行うことが原則であるが、^{※1}営業所と車庫が離れている場合には、運行管理者や補助者（以下、運行管理者等）が車庫に行き又は運転者が車庫から一旦営業所に来て点呼を実施している。
- 「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し（平成26年11月）において、IT点呼実施の対象事業者の拡大等の検討が今後の方向性として示されている。
- 運行管理者等が車庫に行くなどして点呼を実施することは、中小トラック事業者の大きな負担となっており、全日本トラック協会は、生産性向上の観点からIT点呼機器を用いて行う点呼（以下、IT点呼）の一部拡大を要望している。
- **現在、Gマーク営業所に認めているIT点呼のうち、営業所と車庫間におけるIT点呼をGマークの認定を受けていない営業所においても一定の要件を満たす場合に認めることとする。**



※1 都市部等で営業所に隣接した車庫を確保することが困難な場合があることから、告示において地域毎に営業所と車庫間の距離の上限を定めている。（以下は告示の一部）

20km	10km
東京都（特別区に限る）、横浜市、川崎市	札幌市、埼玉県、千葉県、東京都（特別区以外）、神奈川県（横浜市、川崎市以外）、愛知県、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、北九州市、福岡市 等

必要とする要件

- ① 運輸開始後3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること。

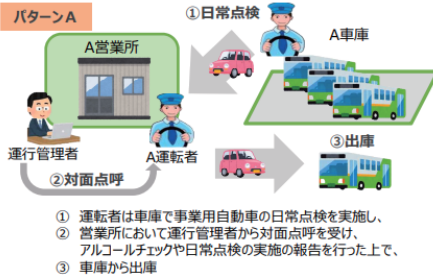
IT点呼の概要

輸送の安全及び旅客の利便の確保について優良と認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、営業所-車庫間でのIT点呼の実施を認めることとする。

現行

- 営業所ごとに車両数に応じた人数の運行管理者の選任と、運行管理者による乗務前後の対面点呼を義務付けている

パターンA



パターンB



見直し後



- 以下の要件を満たす営業所においては、**営業所-車庫間でIT点呼**を行うことを可能とする

- ✓ 開設してから3年を経過していること
- ✓ 過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ✓ 過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと